

## 委員会提出議案第10号

### 新設される大宮図書館の適切な管理運営を求める決議

現在、大宮図書館については、大宮区役所新庁舎の整備に合わせ、移転・新設が計画されており、新設される大宮図書館（以下「新図書館」という。）の管理運営については、指定管理者制度の導入が予定されている。

昨今、指定管理者制度を導入した一部の地方自治体において、利用が見込めない中古図書の購入や郷土資料の廃棄などの行為が問題視されたところであり、これら図書館の管理運営に係る問題は、市民の財産としての図書資料の重要性を軽視した結果とも言え、図書館の管理運営に対する市民の期待と信頼を著しく損なうものである。

よって、さいたま市議会は、今後、新図書館が、指定管理者による管理運営の下、公共図書館として質の高いサービスが提供できるよう、市執行部に対し、以下の事項について十分に留意することを強く求める。

- 1 大宮図書館の移転に際し、所蔵の図書資料を新図書館に確実に継承すること。
- 2 図書資料の選定、購入及び廃棄については、市が責任をもって決定すること。
- 3 本市図書館ネットワークを構成する図書館として、新図書館の適切な管理運営体制を構築していくこと。
- 4 新図書館には、高いサービス水準を維持・向上できる専門的能力を備えた人材を確保するとともに、図書館長が図書館の管理運営業務を主たる業務として就くことのできる環境の整備に努めること。

以上、決議する。

平成27年12月18日提出

さいたま市議会文教委員会  
委員長 帆 足 和 之